

覚書

(以下「乙」という。)所有の土地である土岐市泉が丘町三丁目1番3と、その隣接地である岐阜県(以下「甲」という。)所有の土地である土岐市泉が丘町三丁目1番において、水路及び擁壁(別添「地積実測図」のとおり。以下「水路等」という。)が存在していることを互いに確認し、今後のために以下の取決めを行うものとする。

記

- 1 乙は、甲所有地からの排水について、乙所有地内の水路をそのまま使用することを認める。
- 2 水路等の管理については、甲所有地の水路等については甲が行い、乙所有地の水路については、乙が行う。なお、水路等の改修工事等が必要となった場合には、その都度協議を行う。
- 3 甲は、水路等の改修工事等を行う場合において、必要な範囲内において乙所有地に立ち入ることができる。
- 4 甲、乙どちらの所有者も所有権が移転した場合は、次の所有者に本覚書に基づく地位を継承させなければならない。

なお、甲、乙は互いに問題が発生したときは、その都度協議するものとする。

以上、確認の証として本覚書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 岐阜市藪田南2丁目1番1号
氏 名 岐阜県

代表者 岐阜県知事 江崎 禎英 印

乙 住 所
氏 名

印